

平成 12 年 1 月 28 日制 定 (空航第 60 号)  
令和 7 年 6 月 30 日最終改正 (国官参航安第 265 号)

航空局安全部航空安全推進室長

### 機長の認定に係る技能審査に関する指定訓練の指定基準細則

航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 164 条の 2 第 1 項の「国土交通大臣が指定する訓練」（以下「指定訓練」という。）の指定については、「機長の認定に係る技能審査に関する指定訓練の指定基準」（平成 12 年 1 月 28 日、空航第 59 号）によるほか、本細則に定める基準によるものとする。

#### 1. 必要な訓練時間

シミュレーターによる実際の路線運航の模擬は、ランプ・アウトからランプ・インまでとし、運航の所要時間が少なくとも 1 時間以上であること。

なお、模擬運航前後のブリーフィング等を含むその他の訓練については、所要の時間が確保されていること。

#### 2. 訓練に使用するシナリオの種類および数

- (1) 本 数 1 型式について 4 本以上のシナリオを作成すること。
- (2) 路線数 1 型式について代表的な 2 つ以上の路線について作成すること。

#### 3. シナリオ作成時における留意点

- (1) 模擬運航におけるブリーフィングでは、整備状況（運用許容基準の適用を含む）、重量重心位置、航空情報、気象情報、燃料量、危険物搭載等について設定されている条件に關し、通常与えられる情報と同等のものが提供されること。
- (2) 路線運航の模擬における航空機の操作及び措置には、出発準備、ランプ・アウト、タクシーや離陸、飛行、着陸、ランプ・インを含むものであること。
- (3) 上記のほか、路線運航の模擬には、通常行われる路線運航時の所要の業務が含まれていること。
- (4) 航路（出発、進入経路を含む。）、気象条件等の設定は、当該路線における特徴を反映したものであること。
- (5) 機材故障、天候悪化等異常状態の設定については、回復可能なものからその後の飛行に影響を与えるものまで、多様な形態を含むものであること。なおこの場合は、例えば以下の事例を参考とすること。

- (a) 滑走路の状態をWATER、ICYとすること等により、ADVERSE WEATHER OPERATION の設定を適宜行うこと。
- (b) 航空灯火、航空保安無線施設の機能の中断、機上搭載機器の不作動、滑走路の閉鎖等の設定を適宜行うこと。
- (6) 上記のほか、実際の路線運航における運航環境を十分に反映したものであること。

#### 4. シナリオの見直し

シナリオの内容については定期的に見直すこととし、指定訓練の内容を把握するため、その内容に変更を生じた場合には、航空法第134条に基づき報告を行わせること。

#### 5. 教官の任用基準

指定訓練の教官は、次のイ～ニのいずれかに該当する者であって、かつ事前に指定訓練の目的、訓練科目、訓練方法等について、必要な教育、訓練を終了している者であること。ただし、イに該当する者以外の者は、指定訓練の実施日以前12ヶ月以内に、当該事業者の路線構成を勘案して、当該型式機が就航している区域内の代表的な路線（3片道以上）をオブザーブしていること。

- イ 現に当該型式機の機長の認定を受けている者
  - ロ 当該型式機の機長として指定訓練を受けた経験を有する者
  - ハ 査察操縦士として指名を受けた経験を有し、かつ、当該型式機を操縦することができる技能証明の保有者
  - ニ その他上記のイ～ハと同等の経験を有すると航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官が認める者
- なお事業者は、教官候補者の任用訓練について、当該候補者の経歴、指定訓練を受けた頻度等に応じた内容とすること。

#### 6. 訓練・指導に関するマニュアルに盛り込むべき事項

- (1) 指定訓練における機材故障等については、シナリオの通り行うこととし、乗組員の操作及び措置により修復されない限り、飛行が終了するまで継続すること。
- (2) 教官は、指定訓練中当該訓練を受けている者に対し、コメント、助言等を行ってはならないこと。
- (3) 模擬運航におけるチェックリストの使用、運航方式・無線通信方式の選択等については、実際の路線運航と同様に行うこと。
- (4) シミュレーターは、フリーズ状態としたり位置のリセットを行ってはならないこと。  
また、飛行時間は実際の時間に相当するものでなければならないこと。  
ただし、長大路線を模擬したシナリオにあっては、予定飛行経路に沿ってポジション

を移動させてもよい。

- (5) 模擬運航後のクリティックにおいては、指定訓練中における乗組員全体及び個人としての意思決定、操作、措置等について、適切かつ十分な議論を行うこと。なお、この訓練では、オーディオビジュアル装置を有効に活用すること。
- (6) 教官はクリティックをリードするとともに、訓練終了後、講評を行うこと。
- (7) 教官は、航空機乗組員が安全性に影響を及ぼす危険な操作、措置を行う等基本的な知識・能力について疑義が生じた場合は、指定訓練後に適切な追加訓練を行わせること。

#### 附 則

(1) この細則は、平成 12 年 2 月 1 日から適用する。

(2) 「機長の路線資格に係る技能審査に関する指定訓練の審査要領」（平成 4 年 7 月 8 日空航第 480 号）は廃止する。

附 則（平成 20 年 9 月 30 日）

この細則は、平成 20 年 9 月 30 日から適用する。

附 則（平成 23 年 6 月 30 日）

この細則は、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 10 月 23 日 国官参事第 560 号）「航空に係る技術的な規制の見直しについて（報告書）」（平成 29 年 8 月 2 日）に基づく機長認定制度の見直しに関する改正）

この細則は、令和 2 年 10 月 23 日から適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日 国官参事第 826 号）

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 6 月 30 日 国官参航安第 265 号）

1. この細則は、令和 7 年 6 月 30 日から適用する。

2. この細則の適用の際、改正後の細則に定める要件に関わらず、適用日から起算して 1 年を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。